

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和８（２０２６）年９月２日

栃木県鹿沼土木事務所長 秋山 公知

１ 入札対象工事

- （１） 契約番号 ２０８－０２００８９
- （２） 工 事 名 橋梁上部工事 小藪川その４（安全川補）
- （３） 工事箇所 一級河川 小藪川 鹿沼市楡木
- （４） 工事概要 延長 １７．４ｍ
ＰＣ単純プレテン中空桁 １連
- （５） 工 期 工事着手日から３２１日間
ただし、契約締結日の翌日から起算して６０日を経過する日の翌日までに工事に着手すること。（工事着手日は土日祝日を除く。）
- （６） 予定価格 ３７，４００，０００円（消費税等を含まない。）
- （７） 本工事は、地方自治法施行令第１６７条の１０の２に規定する総合評価一般競争入札の方法により行う工事である。
- （８） 本工事は、資料の提出及び入札を電子入札システムで行う工事である。なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。紙入札の承諾に関しては３の（１）に示す入札担当部署に承諾願を提出するものとする。
- （９） 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- （１０） 本工事は、栃木県低入札価格工事対策の適用対象工事である。
- （１１） 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（任意着手方式）を設定した工事である。
- （１２） 本工事は、「週休２日制工事（発注者指定型）」の対象工事である。
- （１３） 本工事は、「ＩＣＴ活用工事（施工者希望型）」の対象工事である。

２ 入札参加形態

単体による参加

３ 入札手続き等

（１）発注担当部署

区 分	担当部署	電話番号	所在地
入札担当部署	栃木県鹿沼土木事務所管理部総務課	0289-65-3211	〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1
工事担当部署	栃木県鹿沼土木事務所整備部整備第二課	0289-65-3230	（栃木県上都賀庁舎）

（２）入札手続き等

手続き等	期間又は期日等	場所又は問い合わせ先等
設計図書の閲覧	令和8年9月2日（水）から入札書の提出期限まで	栃木県鹿沼土木事務所 （電子閲覧のみ：入札情報システム）
競争参加資格確認申請の受付	令和8年9月3日（木）から 令和8年9月9日（水） 午後4時まで	電子入札システムにより提出すること。
質問の受付		（１）に示す工事担当部署へ持参又は下記宛てメール（Fax）により提出すること。 メールアドレス [kanuma-dj@pref.tochigi.lg.jp] F a x 0 2 8 9 - 6 5 - 3 2 1 8
競争参加資格確認通知	令和8年9月11日（金）	電子入札システムにより通知する。
質問への回答		質問者に対して回答する。
入札書の提出	令和8年9月14日（月）から 令和8年9月16日（水） 午後4時まで	電子入札システムにより提出すること。
評価項目算定資料の提出	令和8年9月17日（木） 持参の場合は午前9時から午後4時まで 郵送の場合は当日までに必着	（１）に示す入札担当部署へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送による場合は書留郵便によるものとし、左記の提出期日までに入札担当部署に到達しない場合は、提出がなかったものとみなす。
価格以外の評価点の公表	令和8年9月29日（火）	入札情報システムにより公表する。
疑義の照会の受付	価格以外の評価点の公表日の翌日の午後4時まで	（１）に示す工事担当部署へ持参又は下記宛てメール（Fax）により提出すること。 メールアドレス [kanuma-dj@pref.tochigi.lg.jp] F a x 0 2 8 9 - 6 5 - 3 2 1 8
疑義への回答	令和8年10月2日（金）	照会者に対して回答する。
開札	令和8年10月5日（月） 午前9時00分から	栃木県上都賀庁舎3階 鹿沼土木事務所入札室
開札後の審査書類の提出	開札日の翌日の午後4時まで	（１）に示す入札担当部署へ提出すること。 メールアドレス [kanuma-dj@pref.tochigi.lg.jp]

（注） １ 期間を定めたものについては、栃木県の休日に関する条例第2条に規定する県の休日（以下「休日等」という。）及び正午から午後1時までを除く。また、期日を定めたものについて、その日が休日等に当たる場合は、その翌日とする。

２ 開札の時刻は予定であり、当日の入札案件数、その他の都合により遅れる場合がある。

４ 競争に参加できる者の条件

（１） 本工事の競争入札に参加できる者は、栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、競争参加資格確認申請の受付期限日現在において次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

条 件	条件適用の有無	内 容
ア 栃木県の建設工事に係る一般競争入札参加資格において右に掲げる認定及び格付を受けている者であること。	有	工 種 土木一式工事
		格 付 S A又はA級
		総合点数 ー
イ 右の条件を満たす営業所等がその地域内にあること。	無	ー
ウ 完成引渡しが完了した（２）に掲げる同種・類似工事を元請け※として施工した実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）を有する者であること。 ※P F I事業の場合は、P F I事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者	有	
エ 右に掲げる国家資格等を有する主任技術者又は監理技術	有	1級若しくは2級土木施工管理技

者を本工事に配置できること。		士、又はこれと同等以上の資格等
オ 完成引渡しが完了した（３）に掲げる同種・類似工事を元請け※として受注（建設工事共同企業体の構成員としての受注を含む。）した工事において主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、担当技術者又は現場代理人として施工した経験を有する者を主任技術者又は監理技術者として本工事に配置できること。 ※PFI事業の場合は、PFI事業を受注した者が発注した工事を直接受注した者	無	
カ 本工事に係る設計業務等の受託者である右に掲げる者と、資本又は人事面において関連がある建設業者でないこと。	有	(株)ヒューマンウェイクンコンサルタント
キ 右に掲げる工事の落札者（建設工事共同企業体の構成員を含む。）でないこと。 ただし、本工事の競争参加資格確認申請の受付期限日までに当該工事の完成引渡し完了した場合、本工事の競争入札に参加できるものとする。	有	契約番号：207-020081護岸工事 小藪川その2（安全川補） 契約番号：208-020045橋梁下部工事 小藪川その1（安全川補） 契約番号：208-020038護岸工事 小藪川その2（安全川補） 契約番号：208-020041護岸工事 小藪川その3（安全川補）
ク 右に掲げるいずれかの条件を満たす人数以上の技術職員を雇用（開札日現在で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係に限る。）していること。	無	—
ケ 総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項（施工体制確認型）（令和8(2026)年4月1日版）1に示す条件を満たしていること。		

(2) (1) ウにおける同種・類似工事（企業の施工実績）は、次のすべての条件を満たす工事とする。

- 平成23(2011)年度以降に完成引渡し完了した、以下(i)又は(ii)が発注した高速自動車国道、一般国道又は都道府県道におけるPC橋上部工工事（請負金額500万円以上の工事に限る）。 (i) 国、特殊法人等、都道府県、都道府県出資公社、市区町村のいずれかの者 (ii) 上記(i)が発注したPFI事業を受注した者 - 当該橋梁はA活荷重又はB活荷重とする。
--

(3) (1) オにおける同種・類似工事（配置予定技術者の工事経験）は、次のすべての条件を満たす工事とする。

—

(4) (1) クにおける技術職員とは、次のとおりとする。

—

5 分割（分離）発注に係る入札条件

次に掲げる工事の落札者（建設工事共同企業体の構成員又は構成員の全部若しくは一部を同じくする建設工事共同企業体を含む。）は、重複して落札者となることができない。入札は入札順位に従って執行し、順次落札者を決定する。

入札条件適用の有無	無
工事名及び工事箇所等	—

6 総合評価点算定基準

(1) 価格点及び評価点の配点は、次のとおりとする。

- ア 価格点 100点
- イ 価格以外の評価点 11点
- ウ 施工体制評価点 0点又は－10点

(2) 価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により、評価項目算定資料の提出日（以下「評価基準日」という。）現在において、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価

点の合計とする。

評価 区分	評価項目	配点	評価基準	評価点
企業の 施工能力	ア 工事成績評定 過去の工事成績評定（建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値〔小数点以下切捨て〕により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。 評価の対象とする工事は、評価基準日の属する年度の前5ヶ年度に完成引渡し完了した栃木県環境森林部・農政部・県土整備部・企業局発注の土木一式工事とする。	3.0点	80点以上	3.0点
			78点以上80点未満	2.0点
			76点以上78点未満	1.0点
			76点未満	0点
	イ 安全衛生活動の実績 評価基準日の属する年度の前年度に建設業労働災害防止協会栃木県支部が実施する安全衛生講習会又は安全衛生活動への参加実績の有無により評価する。	0.5点	実績有り	0.5点
			実績無し	0点
	ウ 工事無事故等の実績（指名停止等の措置の有無） 評価基準日前1年間における指名停止及び書面による警告又は注意の措置が無いことを評価する。	0.5点	措置無し	0.5点
			措置有り	0点
企業の 信頼性	エ 地域内拠点の有無 県内における本店、支店、営業所（建設業法に基づく営業所に限る。）又は橋梁桁を製作できる工場の所在地に基づき評価する。	3.0点	鹿沼市内	3.0点
			県内のその他市町	1.0点
			その他の地域	0点
	オ 地域の守り手としての実績 ①過去の橋梁補修工事又は橋梁補強工事を元請けとして施工した企業の実績（建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。評価の対象とする工事は、評価基準日前2年間に完成引渡し完了した栃木県発注の工事とする。 ②評価基準日現在において栃木県との間で締結した災害時の応急対策業務の実施に関する協定に基づく協力者名簿への登録、又は災害時の応急対策業務実施に関する栃木県との覚書の締結の有無で評価する。 ③評価基準日現在において、栃木県との間で締結した家畜伝染病の発生時等における防疫対策への協力に関する協定に基づく協力者名簿への登録の有無で評価する。	2.0点	「①、②及び③」の実績あり	2.0点
			「①及び②」又は「①及び③」の実績あり	1.5点
			「②」又は「②及び③」の実績あり	1.0点
			「②」又は「③」の実績あり	0.5点
			実績無し	0点
	カ 地域活動の実績 次の各項目のうち実績を有する項目数で評価する。 ①ボランティア活動実績 ②インターンシップ等による学生の受入実績 ③水防等協力団体指定実績 ④県が推進する環境施策等への取組実績 ⑤担い手確保への取組実績 ⑥就労支援事業等における雇用実績 ⑦地域防災活動の取組実績	2.0点	4項目以上	2.0点
			3項目	1.5点
			2項目	1.0点
			1項目	0.5点
			実績無し	0点

- (3) 価格以外の評価項目（企業の施工実績）において評価対象とする同種・類似工事は、次のすべての条件を満たす工事とする。

—

- (4) 価格以外の評価項目（配置予定技術者の工事経験）において評価対象とする同種・類似工事は、次のすべての条件を満たす工事とする。

—

- (5) 継続学習制度（CPD）の評価対象は、次のとおりとする。

—

- (6) 施工計画の評価テーマは、次のとおりとする。

—

- (7) 施工体制評価点は、入札者が提出した施工体制確認審査資料（添付資料を含む。）により、施工体制確認審査資料提出日現在において、「施工体制確認審査資料作成要領」に定める評価項目について評価を行い、「総合評価点算定基準（施工体制確認型）」に基づき算定する。

7 競争参加資格確認申請及び開札後の審査書類の提出

- (1) 本工事の競争入札に参加を希望する者は、3の(2)に示す競争参加資格確認申請の受付期間に次に掲げる競争参加資格確認申請書類を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。
- ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）（電子入札システムに入力すること。）
- イ 条件付き一般競争入札参加資格確認資料（様式第2号）
- ウ 施工実績資料（様式第3号）（ただし、4の(1)のウで条件適用が無の場合は提出を要しない。）
- (2) 総合評価点が最も高い者は、3の(2)に示す開札後の審査書類の提出期限までに次に掲げる競争参加資格の審査に必要な書類を提出しなければならない。
- ア 配置予定技術者資料（様式第4号）及び添付資料（架設及び桁制作に関するに現場施工期間全般にわたり従事していたことが分かる資料を含む。）
- イ 技術職員名簿（様式第5号）（ただし、4の(1)のクで条件適用が無の場合は提出を要しない。）
- ウ 総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項（施工体制確認型）（令和8(2026)年4月1日版）15に示す書類

8 評価項目算定資料の提出

入札者は、価格以外の評価を行うために、次に掲げる資料を提出すること。

- ア 評価項目算定資料の提出について（様式第10-1号）
- イ 評価点算定資料一覧表（様式第10-3-1号又は10-3-2号）（簡易Ⅲ型用）及び添付資料

9 低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定

- (1) 低入札調査基準価格が設定されている。
- (2) 栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第6条に基づき、基本調査において数値的判断基準に適合しない場合は失格とする。
- (3) 工事費内訳書に関する取扱いは次のとおりとする。
- ア 工事費内訳書の内容が「入札における工事費（委託費）内訳書取扱要領」第7条に該当する場合には、無効又は失格とする。

イ 提出した工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

ウ 栃木県低入札価格調査制度事務処理要領第6条に基づく基本調査は、提出された工事費内訳書により行う。

10 その他

(1) 総合評価条件付き一般競争入札公告共通事項（施工体制確認型）（令和8(2026)年4月1日版）に示すとおりとする。

(2) 「栃木県県土整備部週休2日制工事実施要領」に示すとおりとする。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/pref/shuukyuu/h29.html>

(3) その他詳細不明の点については、3の(1)に示す入札担当部署に照会のこと。

ただし、工事の内容については、3の(1)に示す工事担当部署に照会のこと。